

## 官民連携の仕組み

図表13-1 公共施設等の維持管理に関するPPP

手 法	概 要	根拠法令	施設所有	資金調達	導入分野
PFI方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式	PFI法 (1999年)	行政 民間	民間	公営住宅 庁舎等
コンセッション方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、公共施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式	PFI法改正 (2011年)	行政	民間	空港 道路 下水道等
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を指定管理者（地方公共団体が指定する法人）が代行する制度（法改正により、公の施設の管理主体が民間事業者、NPO法人等に広く開放された）	地方自治 法改正 (2003年)	行政	行政	公園 港湾等
包括的民間委託	公共施設等の管理運営業務について、詳細な業務運営を定めず、性能発注方式によって一連の業務を民間企業に委ねることで、民間の創意工夫を活かした効率的なサービス提供を行う	—	行政	行政	下水道等

国土交通省によれば、官民連携は「公共サービスの提供において、何らかの形で民間が参画する方法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の整備等の効率化や公共サービスの水準の向上を目指す手法」とされている。

特に近年、公共施設等の維持管理において民間活用が進められており、その主な手法は図に示すように PFI 方式、指定管理制度、包括的民間委託等がある。

## ①PFI 方式

PFI は、公共施設等の建設に関する資金調達を公的部門ではなく、民間側が負担するとともに、民間が施設の維持管理や運営を行って、サービス料金を受け取ることにより、効率的かつ効果的に社会インフラを整備・運営する手法である。

わが国でも 1999 年に PFI 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が制定されている。

PFI では、民間企業が公共施設等の建設から運営に至るまでの一体的な維持管理を行うため、民間による創意工夫を生かすことが期待されている。

PFI は、事業費の回収方法(サービス購入型、独立採算型、混合型)や、施設の所有形態(

BTO 方式(ビルトランスファーオペレート)、

BOT 方式(ビルドオペレートトランスファー)、

BOO 方式(ビルドオンオペレート)、

RO 方式(リハビリデイトオペレート))

の違いによって、官民の役割分担、あるいはリスク分担に様々な違いが生じる。

そのため、PFIを導入するには、民に遂行能力があるとともに、VFMの観点から官が実施するコストと民が実施するコストを比較できるような事業スキームに適用される必要がある。

なお、VFMは、導入資金あたりの経費的価値が最も高くなる事業方式を選択するという考え方であり、公共部門が公共事業の実施方法を選択する際の基準とされている。

さらに、2011年には公共施設等の所有権を公的部門が保有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する公共施設等運営権制度(いわゆるコンセッション方式)が導入された。(大久保の施設再生事業)

通常 PFI 事業者は、数十年間にわたって、公共施設等の管理運営を行い、運営権の対価を行政に支払い続ける代わりに、その間の収益事業(利用料金等)や開発事業・設備投資・事業運営等で獲得された資金によって投下資本を回収する。

従来の PFI では、行政が PFI 事業者に建設及び維持管理の報酬を支払うサービス購入型が大半であったが、コンセッション方式では、公共施設等の利用者が事業者に報酬を直接支払う独自採算型が採用されている。

そのため、行政は PFI 事業者に運営権を譲渡することによって、短期間で債務返済(地方債の償還)が可能になるとともに、施設を保有し続けるながら、民に運営を任せて収入を得ることができる。